千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、犯罪等に起因して直面する日常生活に支障が生じている犯罪被害者等が地域社会で安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等へ日常生活を円滑に営むために要する費用の一部について、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、条例に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

（１）犯罪　千葉市犯罪被害者等支援条例（令和６年千葉市条例第１０号。）（以下「条例」という。）第２条第１項第１号に定める犯罪等のうち、刑法（明治４０年法律第４５号）その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法第３７条第１項本文、第３９条第１項又は第４１条の規定により罰せられない行為（同法第３５条又は第３６条第１項の規定により罰せられない行為を除く。）を含み、過失による行為を除く。）で、生命または身体に対する被害を加えるものをいう。

（２）性犯罪　犯罪のうち、刑法第１７６条、第１７７条、第１７９条、第１８１条及び第２４１条並びにこれらの罪（同法第１７６条、第１７９条第１項及び第１８１条第１項の罪を除く。）の未遂罪をいう。

（３）重傷病　４週間以上の加療を要する負傷又は疾病をいう。

（４）市民　条例第２条第１項第３号に定める市民等のうち、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき千葉市の住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ず千葉市の住民基本台帳に記録はされていないが千葉市内に居住している者をいう。

（遺族等又は家族等の範囲）

第３条　この要綱において、補助金の交付を申請することができる遺族等（以下「遺族等」という。）とは、当該犯罪発生時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）当該犯罪被害者の配偶者又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと市長が認める者（以下「配偶者等」という。）又は当該犯罪被害者とともに千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第８条第２項に規定する証明書等の交付を受けていた者（以下「パートナー」という。）

（２）犯罪により死亡した者の二親等以内の親族（子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

２　この要綱において、補助金の交付を申請することができる家族等（以下「家族等」という。）とは、犯罪が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）犯罪による被害を受けた者の配偶者等、パートナー
（２）犯罪による被害を受けた者の二親等以内の親族（子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

（家事等支援費用の補助対象者）

第４条　市長は、犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等が家事等支援としてホームヘルプサービスを利用した場合に、その費用の一部を補助するものとする。

２　前項の補助対象者は、犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認でき、次に定める資格要件のいずれかに該当する者が犯罪被害を受けたことにより、家事等に支障が生じていると認められる者とする。

（１）遺族等であって補助の申請を行う時点及び支援期間中において市民である者
（２）犯罪により重傷病を受けた者又は性犯罪被害を受けた者であって補助の申請を行う時点及び支援期間中において市民である者
（３）犯罪により重傷病を受けた者又は性犯罪被害を受けた者の家族等であって補助の申請を行う時点及び支援期間中において市民である者

（家事等支援費用の補助）

第５条　前条第１項に定める補助は、第２項から第６項のとおりとする。

２　補助の額の上限は、１時間当たり４，０００円とする。

３　補助の対象となるホームヘルプサービスは６０分を単位とし、１日２時間まで、一の犯罪被害について合計６０時間までとする。

４　補助の対象となるホームヘルプサービスの内容は、次に掲げるものとする。

（１）調理、洗濯、掃除、買い物等の家事
（２）食事、排泄、入浴等の介護
（３）通院等の介助
（４）その他市長が必要と認める家事及び介護等

５　前項各号に掲げるサービスは、家事等支援としてホームヘルプサービスを提供する事業者が派遣するホームヘルパー等により実施されるものとする。

６　介護保険法（平成９年法律第１２３号）における訪問介護や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）における居宅介護、その他ホームヘルプサービスに関する制度などを利用した場合の自己負担分の費用については、補助しない。

（保育等サービスの補助対象者）

第６条　市長は、犯罪被害により、犯罪被害者等が監護する子の家庭での保育が困難となった場合であって、その監護する子のために保育等サービスを利用したときは、その費用の一部を補助するものとする。

２　前項の補助対象者は、犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認でき、次の各号のいずれにも該当する者とする。
（１）第４条第２項各号のいずれかに該当する者
（２）就学前の子又は小学校に就学中の子を監護する者
（３）被害者の二親等以内の子を監護する者で被害者と同居する者

（保育等サービス費用の補助）

第７条　前条第１項に定める補助は、第２項から第４項のとおりとする。
２　補助の額の上限は、子１人につき１時間当たり１，６５０円とする。
３　補助の回数は、その監護する子１人につき、一の犯罪被害について第２項の補助につき合計で１０時間までとする。
４　補助の対象となる保育等サービスは、当該サービスの提供を行う事業者により実施されるものとする。

（配食サービス費用の補助対象者）

第８条　市長は、犯罪被害者等が犯罪被害により健康の維持を図るための食事を用意できない場合であって、配食等のサービスを利用した場合に、その費用の一部を補助するものとする。
２　前項の補助対象者は、犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認でき、第４条第２項各号のいずれかに該当し、健康の維持を図るための食事を用意することに支障が生じていると認められる者とする。

（配食サービス費用の補助）

第９条　前条第１項に定める補助は、第２項から第４項のとおりとする。
２　補助の額の上限は、１食当たり１，０００円を上限とする。
３　補助の回数は、一の犯罪被害について１人につき合計３０食までとする。
４　補助の対象となる配食等のサービスは、配食サービス又はフードデリバリーサービスの提供を行う事業者により実施されるものとする。

（転居費用の補助対象者）

第１０条　市長は、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等が新たな住居へ転居するために要する費用を補助するものとする。
２　前項の補助対象者は、犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認でき、次に定める資格要件のいずれかに該当する者とする。
（１）犯罪により死亡した者である市民の遺族等であって、当該犯罪発生時に当該犯罪被害者と同居していた者
（２）犯罪により重傷病を負った者で当該犯罪発生時に市民であった者及び当該犯罪発生時に市民であったその同居の家族等

（３）性犯罪被害を受けた者であって当該犯罪発生時に市民であった者及び当該犯罪発生時に市民であったその同居の家族等

（転居費用の補助）

第１１条　前条第１項に定める補助は、第２項から第５項のとおりとする。

２　前条第１項に定める従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等とは、次の各号のいずれかの場合に該当する者とする。

（１）従前の住居又はその付近において犯罪が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった場合

（２）犯罪により従前の住居が滅失し又は著しく損壊したために居住することができなくなった場合

（３）条例第２条第１項第６号の規定による二次被害を受けた場合又は同項第７号の規定による再被害を受けた場合若しくは受けるおそれのある場合

（４）犯罪による傷病や後遺障害、家族等構成員の死亡等により、自宅における従来の生活を維持することが困難になった場合

３　補助の額は、１回２００，０００円を限度とし、一の犯罪被害について１回の転居を限度とする。

４　補助の対象となる転居費用の内容は、次に掲げるものとする。

（１）引越しに係る運送費用、荷造り及び不用品の廃棄等のサービスに係る費用

（２）新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、日割り家賃、原状回復に係る費用、その他の費用

（３）その他市長が転居のために必要と認めるもの

５　前項第１号及び第２号に掲げる費用は、引越事業者、不動産事業者等に支払ったものに限る。

（補助の申請）

第１２条　規則第３条の規定により、第５条、第７条、第９条又は第１１条に定める補助を受けようとする者は、原則として事前に本要綱を所管する千葉市役所市民局市民自治推進部地域安全課に相談したのちに、千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付申請書（様式第１号）及び犯罪被害申告書（様式第２号）により市長に申請するものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分ごとに掲げる書類を添付しなければならない。

（１）家事等支援費用の補助、保育等サービス費用の補助、及び配食サービス費用の補助の場合

ア　補助対象となる遺族等が申請するとき

（ア）申請者が補助の申請を行う時点において市民であることを証明することができる書類

（イ）犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

（ウ）申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

（エ）申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

（オ）申請者が犯罪により死亡した者のパートナーであるときは、その事実を認めることができる書類

（カ）その他市長が必要と認める書類

イ　第４条第２項第２号又は第３号に該当する犯罪被害者又は家族等が申請するとき

（ア）申請者が補助の申請を行う時点において市民であることを証明することができる書類

（イ）重傷病を受けた犯罪被害者にあっては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

（ウ）家族等の申請にあっては、申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

（エ）家族等の申請にあっては、申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

（オ）申請者が犯罪被害者のパートナーであるときは、その事実を認めることができる書類

（カ）その他市長が必要と認める書類

（２）転居費用の補助の場合

ア　第１０条第２項第１号に該当する遺族等が申請するとき

（ア）犯罪により死亡した者が、当該犯罪が行われた時に市民であり、申請者と犯罪被害者が当該犯罪発生時に同居していたことを証明することができる書類

（イ）犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

（ウ）申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

（エ）申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

（オ）申請者が犯罪により死亡した者のパートナーであるときは、その事実を認めることができる書類

（カ）その他市長が必要と認める書類

イ　第１０条第２項第２号又は第３号に該当する犯罪被害者が申請するとき

（ア）犯罪により重傷病又は性犯罪被害を受けた者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類

（イ）重傷病を受けた犯罪被害者にあっては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

（ウ）その他市長が必要と認める書類

３　前２項の規定にかかわらず、申請者が未成年又は負傷若しくは疾病等により申請書の提出が困難と市長が認める場合は、その家族等が犯罪被害者の代理として申請し、補助を受けることができる。ただし、犯罪被害者の不利益が生じないよう、家族等による代理申請について、犯罪被害者の同意を得るよう努めるものとする。

４　第４条に掲げる支援を受けようとする者は、千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付申請書（様式第１号）を、支援を実施することを目的に、予め市に登録をした事業者（以下「登録事業者」という。）を経由して市長に申請することができる。この場合、申請者は、委任状（様式第３号）により登録事業者に補助金の請求に係る手続き及び受領についての権限を委任することができるものとする。

５　第５条、第７条、第９条又は第１１条に掲げる支援を受けようとするもので、緊急性等やむを得ない事由があると市長が認めるときは、規則第１２条の規定による千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号の２）により第１項の規定に関わらず事後に交付申請をすることができる。

（補助の条件）

第１３条　規則第５条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるものとする。

（１）交付決定を受けた補助金の額を変更する場合には、市長の承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

（支援の制限）

第１４条　市長は、次に掲げる場合には、第５条、第７条、第９条、及び第１１条に定める費用の補助を行わないことができる。

（１）犯罪被害者又は各支援の申請書を提出する者が、当該犯罪被害につき、他の市町村から当該支援と同種の支援を受けているとき。

（２）各支援を実施することが加害者を利することになるとき。

（３）犯罪被害者又は各支援の申請書を提出する者が犯罪を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は各支援の申請書を提出する者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

（４）犯罪被害者又は各支援の申請書を提出する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

（５）犯罪被害者又は各支援の申請書を提出する者が、次のいずれかに該当する行為（イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）であるとき。

ア　自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為。

イ　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為。

（６）犯罪被害者又は各支援の申請書を提出する者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であるとき。

（７）前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は各支援の申請書を提出する者と加害者との関係その他の事情から判断して、各支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

（申請の期限）

第１５条　本要綱に規定する各支援の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過したときは、することができない。

（１）家事等支援費用の補助、保育等サービス費用の補助、及び配食サービス費用の補助については、第１２条の規定による申請がなされた時点において、犯罪被害を知った日（犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族等が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）第２条第１項各号に定める危険運転致死傷にあっては、故意による犯罪であることを知った日をいう。）から２年を経過しておらず、かつ、犯罪被害が発生した日から７年を経過していない期間

（２）転居費用の補助については、第１２条の規定による申請がなされた時点において、犯罪被害を知った日（犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族等が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）第２条第１項各号に定める危険運転致死傷にあっては、故意による犯罪であることを知った日をいう。）から２年を経過していない期間

（各支援の実施の決定等）

第１６条　市長は、各支援における申請があった場合には、速やかに、各支援の実施又は不実施を決定し、規則第６条による千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付決定通知書（様式第４号）又は規則第４条第３項による千葉市犯罪被害者等が日常生活支援に要する費用の補助金不交付決定通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による決定を行うために必要がある場合は、当該犯罪被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者である市民、その遺族等及び家族等の続柄又は居住の実態等を調査することができる。

３　市長は、第１項の規定により費用の補助を決定したときは、当該の決定を受けた者からの次条に基づく請求に応じて補助を実施する。

４　第１２条第５項における申請にあっては、交付決定をする際に合わせて交付額を確定し、規則第６条による千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第４号の２）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第１７条　第１３条第１号又は第２号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第６号）を市長に提出するものとする。

（変更等の承認）

第１８条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、決定した内容を千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金変更（中止・廃止）決定通知書（様式第７号）により通知するものとする。

（実績報告）

第１９条　規則第１２条の規定により報告しようとするときは、速やかに、千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金実績報告書（様式第８号）を市長に提出するものとする。

（額の確定通知）

第２０条　規則第１３条の規定による通知は、千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金額確定通知書（様式第９号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第２１条　規則第１６条第１項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付請求書（様式第１０号）により、当該補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第２２条　補助金は、前条に定める請求書を受理後、申請者に交付するものとする。

（交付決定の取消通知）

第２３条　規則第１７条第３項において準用する規則第６条の規定による通知は、千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付決定取消通知書（様式第１１号）によるものとする。

（返還命令）

第２４条　規則第１８条第１項又は第２項の規定による返還命令は、千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金返還命令書（様式第１２号）によるものとする。

（その他）

第２５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行し、条例公布日以後に発生した犯罪被害について適用する。

附　則

この要綱は、令和６年９月４日から施行し、条例公布日以後に発生した犯罪被害について適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、条例公布日以降に発生した犯罪被害について適用する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

第２条第３項の改正により新たに補助対象となる犯罪被害を、同日以降に発生したものに適用する。

様式第１号

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付申請書

１　このことについて費用の補助を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第３条の規定により、次のとおり申請します。

（申請者）	（ふりがな） 氏　　名	※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
	生　年　月　日	
	住　　所	
	連　絡　先	電話　　-　　- ﾒｰﾙ　　@
	被害者との続柄	
申請内容		□　家事等支援費用 □　保育等サービス費用 □　配食サービス費用 □　転居費用
申請履歴		同一事件でこれまでに本制度を、 申請をしたことが 無　・　有（　　）
対象要件		□　死亡 □　重傷病 □　性犯罪被害

２　添付書類

要・不要	必要書類	確認
	申請者が申請を行う時点において市民であることを証明できる書類	
	被害者が犯罪被害当時に市民であったことを証明できる書類	
	申請者と被害者が犯罪被害当時に同居していたことを証明できる書類	
	死亡診断書、死体検案書等の写し、その他死亡の事実と年月日を証明できる書類	
	負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書	
	申請者と被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書	
	申請者が被害者と事実上の婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった（ある）場合は、その事実を認めることができる書類	
	実施計画書	
	見積書	
	領収書等	
	振り込み口座が確認できる書類の写し	
	その他市長が認める書類（　　）	

３　振込先

金融機関名	支店名
口座名義人	
預金種別　　普通　・　当座	口座番号

本要綱に基づき定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、その一部の添付を省略することができる。

４　申請内容

補助項目	申請項目	申請内容
家事等支援費用	利用時間	計　　時間 円　×　　時間　合計　　円
保育等サービス費用	保育等対象者	①お名前　　（　　歳） 被害者との続柄
		②お名前　　（　　歳） 被害者との続柄
		③お名前　　（　　歳） 被害者との続柄
	利用時間	①　　時間 ②　　時間 ③　　時間　　計　　時間 円　×　　時間　合計　　円
配食サービス費用	利用食数	食　×　　回 食　×　　回 食　×　　回　　計　　食 円　×　　回　　合計　　円
転居費用	転居前の住所	
	転居後の住所	
		合計　　円

※詳細は実施計画書のとおり

５　申請事項に係る調査等への同意

□私は、本申請書の内容に虚偽がないことを認め、補助金の支給、又は事業の利用ののちに虚偽その他不正な手段による支給であったと市長が認めた場合には、補助費用を市に返還することに同意します。

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式第１号の２

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付申請書兼実績報告書

１　このことについて費用の補助を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第３条の規定により、次のとおり申請するとともに、同規則第１２条の規定により、事業実績を報告します。

（申請者）	（ふりがな） 氏　　名	※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
	生　年　月　日	
	住　　所	
	連　絡　先	電話　　-　　- ﾒｰﾙ　　@
	被害者との続柄	
申請内容と申請額		□家事支援費用　　円 □保育等サービス費用　　円 □配食サービス費用　　円 □転居費用　　円
事後に交付申請を行うこととなった理由		
申請履歴		同一事件でこれまでに申請をしたことが 無　・　有（　　）
対象要件		□　死亡 □　重傷病 □　性犯罪被害

２　添付書類

要・不要	必要書類	確認
	申請者が申請を行う時点において市民であることを証明できる書類	
	被害者が犯罪被害当時に市民であったことを証明できる書類	
	申請者と被害者が犯罪被害当時に同居していたことを証明できる書類	
	死亡診断書、死体検案書等の写し、その他死亡の事実と年月日を証明できる書類	
	負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書	
	申請者と被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書	
	申請者が被害者と事実上の婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった（ある）場合は、その事実を認めることができる書類	
	実施計画書	
	見積書	
	領収書等	
	振り込み口座が確認できる書類の写し	
	その他市長が認める書類（　　）	

３　振込先

金融機関名	支店名
口座名義人	
預金種別　　普通　・　当座	口座番号

本要綱に基づき定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、その一部の添付を省略することができる。

4　申請内容

補助項目	申請項目	申請内容
家事等支援費用	利用時間	計　　時間 円　×　　時間　合計　　円
保育等サービス費用	保育等対象者	①お名前　　（　　歳） 被害者との続柄
		②お名前　　（　　歳） 被害者との続柄
		③お名前　　（　　歳） 被害者との続柄
	利用時間	①　　時間 ②　　時間 ③　　時間　　計　　時間 円　×　　時間　合計　　円
配食サービス費用	利用食数	食　×　　回 食　×　　回 食　×　　回　　計　　食 円　×　　回　　合計　　円
転居費用	転居前の住所	
	転居後の住所	
		合計　　円

※上記申請内容について、実績を示す領収書等を添付すること。

5　申請事項に係る調査等への同意

□私は、本申請書の内容に虚偽がないことを認め、補助金の支給、又は事業の利用ののちに虚偽その他不正な手段による支給であったと市長が認めた場合には、補助費用を市に返還することに同意します。

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式第２号

犯罪被害申告書

年　　月　　日

千葉市長　様

（申告者）
住所
氏名
※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

１　被害の概要

ふりがな		
被害者の氏名		
被害者の生年月日		
被害者の住所		
被害が発生した日	年　　月　　日	
被害を知った日	年　　月　　日	
被害を受けた場所		
犯罪被害にかかる罪名 （判明している場合）		
犯罪被害の概要		
事件捜査担当警察署等	都道府県名	
	警察署名	
	事件受理年月日	
	事件受理番号	

2　支援等除外事由の確認

「千葉市犯罪被害者等見舞金支給要綱」又は「千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付要綱」の規定に基づく各種支援等を受けるにあたり、次のいずれにも該当しないことを確認しました。

□　犯罪被害者又は各支援等の申請書を提出する者が、当該犯罪被害につき、他の市町村から同種の支援等を受けていない。
□　支援等を実施することが加害者を利することにならない。
□　犯罪被害者又は各支援等の申請書を提出する者が犯罪を誘発しておらず、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は各支援等の申請書を提出する者にも、その責めに帰すべき行為がない。
□　犯罪被害者又は各支援等の申請書を提出する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員でない。
□　犯罪被害者又は各支援等の申請書を提出する者が、次のいずれかに該当する行為（イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）でない。
ア　自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為。
イ　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為。
□　犯罪被害者又は各支援等の申請書を提出する者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でない。
□　犯罪被害者又は各支援等の申請書を提出する者と加害者との関係その他の事情から判断して、支援等を実施することが社会通念上適切でないと認められる事由に該当しない。

※第２種見舞金、第３種見舞金、第４種見舞金及び第５種見舞金の場合は、犯罪被害者本人のみ。

3　情報提供の同意

各種支援等を実施するために必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、千葉市（千葉市が指名する者を含む）が収集し、提供を受けることへの同意の有無

□　同意します　　□　同意しません

様式第３号

年　　月　　日

委 任 状

委任者 住 所

氏 名(※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

私は、千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付要綱第 12 条 4 項の規定により次の者を代理人と定め、貴市との間における下記事項に関する一切の権限を委任します。

受任者 所 在 地

名 称

代表者氏名

記

委任事項

千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金の請求に係る手続き及び受領に関する件

様式第４号

千葉市指令　　第　　号

住　所
申請者名　　様

千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付決定通知書

さきに申請のありました千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付申請について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第６条の規定により通知します。

年　　月　　日

千葉市長

記

１　交付決定額　　円
（内訳）
・家事等支援費用　　円
・保育等サービス費用　　円
・配食サービス費用　　円
・転居費用　　円

２　交付条件　　千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付要綱の規定を遵守すること

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第４号の２

千葉市指令　　第　　号

住　所
申請者名　　様

千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付決定通知書兼額確定通知書

さきに申請のありました千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付申請について、次のとおり交付決定し、交付金額を確定したので、千葉市補助金等交付規則第６条の規定により通知します。

年　　月　　日

千葉市長

記

１　交付決定額及び補助金の確定額　　円

２　交付条件　　千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付要綱の規定を遵守すること

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第５号

千葉市指令　　第　　号

住　所
申請者名　　様

千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金不交付決定通知書

　　年　　月　　日付で申請のありました千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付申請について、次のとおり交付しないことを決定しましたので、千葉市補助金等交付規則第４条第３項の規定により通知します。

年　　月　　日

千葉市長

記

１　不交付とする補助項目

２　不交付とする理由

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第６号

年　　月　　日

千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

年　　月　　日付千葉市指令　　第　　号により通知のあった内容について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付要綱第１７条の規定により申請します。

<table>
<tr><td rowspan="4">（申請者）</td><td>氏　　名
生年月日
住　　所
連絡先</td><td colspan="2">※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

-　　-　　@</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請内容</td><td colspan="2">☐　家事及び介護等支援費用
☐　保育等サービス費用
☐　配食サービス費用
☐　転居費用</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助内容</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">金額</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更（中止・廃止）の理由</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第７号

千葉市指令　　第　　号

住　所
申請者名　　様

千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金変更（中止・廃止）決定通知書

年　　月　　日付で申請のありました千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金について、補助事業の変更（中止・廃止）を承認し、次のとおり決定したので、千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付要綱第１８条の規定により通知します。

年　　月　　日

千葉市長

記

	変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後
交付決定額	円	円
補助内容		

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第８号

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金実績報告書

　　年　　月　　日付千葉市指令　　第　　号で交付決定のあった千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金について、千葉市補助金等交付規則第１２条の規定により、次のとおり報告します。

（申請者）	氏　　名 生　年　月　日 住　　所 連　絡　先 被害者との続柄	※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。 -　　-　　@
申請内容		

□　家事等支援費用	全	時間	円
□　保育等サービス費用	全	時間	円
□　配食サービス費用	全	食	円
□　転居費用			円
転居前住所：			
転居後住所：			

※上記申請内容について、実績を示す領収書等を添付すること。

様式第９号

千葉市達　　第　　号

住　所
申請者氏名　　様

千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金額確定通知書

年　　月　　日付犯罪被害者等日常生活に要する費用の補助金実績報告書により犯罪被害者等日常生活に要する費用の補助金を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第１３条の規定により通知します。

年　　月　　日

千葉市長

１　補助金の交付決定額　　円

２　補助事業の経費精算額　　円

３　補助金の確定額　　円

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第１０号

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付請求書

年　　月　　日付千葉市指令　　第　　号により確定通知のあった犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金について、千葉市補助金等交付規則第１６条第１項の規定により、次のとおり請求します。

（申請者）	氏　　名 生　年　月　日 住　　所 連　絡　先 被害者との続柄	※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。 -　　-　　@
交付請求額		円

様式第１１号

千葉市達　　第　　号

住　所
申請者氏名　　様

千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付で通知した犯罪被害者等日常生活に要する費用の補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取消したので、千葉市補助金等交付規則第１７条第３項において準用する第６条の規定により通知します。

年　　月　　日

千葉市長

申　請　内　容	
補助金の交付決定額	円
取　　消　　額	円
取消後の交付決定額	円
取　消　の　理　由	

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第１２号

千葉市達　　第　　号

住　所
申請者氏名　　様

千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金返還命令書

年　　月　　日付千葉市指令　　第　　号により交付決定のあった千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金について、千葉市補助金等交付規則第１８条第　項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年　　月　　日

千葉市長

申　請　内　容	
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年　　月　　日交付　　円
補助金の交付確定額	円
納　付　期　限	円
返　還　時　期	年　　月　　日まで
返還を命ずる理由	
返　還　方　法	

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。